

**横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻
安全管理委員会規程**

(目的)

第1条 この規程は、横浜市鶴見区末広町1丁目7番29所在の横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻の施設内（以下「鶴見キャンパス」という。）での教育研究における安全の確保及び災害等発生時の措置について、必要な施策の実施をはかることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 鶴見キャンパスにおいて教育及び研究に携わるすべての者（以下「教育・研究を行う者」という。）は、この規程及び法令等に定められた事項を遵守し、安全の確保に努めるとともに、災害時発生時の措置に進んで協力しなければならない。

(研究科長)

第3条 生命医科学研究科長（以下「研究科長」という。）は、鶴見キャンパスでの教育研究における安全の確保及び災害時発生時の措置等にかかる業務を総督する。

2 研究科長は、鶴見キャンパスでの教育研究における安全の確保及び災害等発生時の措置等にかかる業務の第一義的な責任者とする。

(鶴見キャンパス安全管理委員会)

第4条 鶴見キャンパスに、鶴見キャンパス安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

2 安全管理委員会は、第1条の目的を達成するため、研究科長の諮問に応じて、次の事項について調査・検討し、研究科長に対して意見を述べることができる。

- (1) 教育研究における安全の確保について
- (2) 災害対策について
- (3) 教育研究活動における安全の基本について
- (4) 各種安全管理規程について
- (5) 事故・災害発生時の対応について
- (6) その他安全確保及び災害時発生時の対応に関すること

3 安全管理委員会は、第1条の目的を達成するため、教育研究における安全の確保及び災害等発生時の措置について、必要な施策を実施・推進する。

(安全管理委員会の組織)

第5条 安全管理委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 生命医科学研究科長
- (2) 生命医科学研究科各研究室の教授（大学院客員教授を含む）
- (3) 防火管理者
- (4) 放射線安全管理委員会委員長及び放射線取扱主任者
- (5) 組換えDNA実験安全委員会委員長
- (6) 動物実験委員会委員長

(7) 鶴見キャンパス担当係長

(8) その他専攻長が必要と認める者

- 2 前項第2号の委員は、同じく第1号、第4号、第5号、第6号の者と兼ねることができる。
- 3 安全管理委員会は、必要がある場合、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 4 前項にかかわらず、研究科長はいつでも安全管理委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 その他安全管理委員会の運営について必要な事項は、安全管理委員会の議を経て研究科長が定める。

(安全管理委員会委員長)

第6条 安全管理委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、前条第1項第1号の者が就任する。

- 2 委員長は、安全管理委員会を代表し、会議を主宰する。

(安全管理委員会副委員長)

第7条 安全管理委員会に副委員長（以下「副委員長」という。）を1名置く。

- 2 副委員長は委員の互選による。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時又は欠けた時は、その職務を代理する。

(安全管理委員会委員)

第8条 安全管理委員会委員（以下「委員」という。）は、本規程で定義される安全管理委員会の決定に基づく実務を行うとともに、日常的に利用する研究室等について、教育研究における安全の確保について努力し、災害等発生時においては必要かつ適切な措置を講じる。

- 2 委員は、研究科長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、委員長に対し安全管理委員会の開催を要求することができる。

(鶴見キャンパス安全委員会)

第9条本規程で定義される安全管理委員会の決定に基づく実務補助を行う組織として鶴見キャンパス安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

- 2 安全委員会に委員長（以下「安全委員会委員長」という。）を置く。安全委員会委員長は、委員長が指名する。
- 3 安全委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 安全委員会委員長
 - (2) 鶴見キャンパス研究棟内で教育・研究活動をおこなう各研究室の教員1名（大学院客員研究室を含む）
 - (3) 鶴見キャンパス危険物取扱者
- 4 前項第2号及び第3号の委員は安全委員会委員長が指名する。なお、前項第2号の委員は前項第1号または第3号の者と兼ねることができる。

(教育研究における安全確保)

第10条 研究科長は、鶴見キャンパスでの教育研究における安全の確保及び災害等発生時の措置等をはかるため、安全管理委員会の議を経て、鶴見キャンパス安全指針を定めるものとする。

- 2 鶴見キャンパスで教育・研究を行う者は、前項の指針に基づき、教育・研究等を安全かつ適切に行わなければならない。
- 3 委員長は、教育・研究等の安全管理に関して法令等又はこの規程若しくは安全指針に反する事実があると認めるとき、又は安全管理上必要があると認めるときは、鶴見キャンパスで教育・研究を行う者に対し必要な指示又は勧告をすることができる。
- 4 鶴見キャンパスで教育・研究を行う者は、前項の指示又は勧告を受けた場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(災害等発生時の危機管理の措置)

第11条 鶴見キャンパスで教育・研究を行う者は、災害又は事故の発生もしくは発生するおそれのある事態を発見したときは、担当の教員（客員教員を含む。以下この条同じ）に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた担当教員は、事故又は災害の拡大及び発生の防止に必要な措置を講じるとともに、直ちに委員長に報告しなければならない。
- 3 委員長は、前項の報告を受けたとき、状況に応じて教育・研究を行う者及び事務局職員等に命じて、必要な措置を講じるとともに、前項で担当教員が講じた措置も含め研究科長に報告しなければならない。
- 4 研究科長は、前項の報告を受けたときは、前2項で講じた措置を含め、学長に報告しなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う実験)

第12条 放射性物質及び放射線を用いる実験を行う場合は、横浜市立大学大学院生命医学研究科生命医科学専攻放射線障害予防規程等関係法令のほかこの規程に従って実施する。

- 2 遺伝子組換え生物等を用いる実験を行う場合には、横浜市立大学大学院生命医科学研究科生命医科学専攻遺伝子組換え実験安全管理規程等の規程のほかこの規程に従って実施する。
- 3 動物を使った実験を行う場合には、公立大学法人横浜市立大学鶴見キャンパス動物実験指針等の規程のほかこの規程に従って実施する。

(安全に関する教育)

第13条 委員長は、鶴見キャンパスで教育・研究を行う者に対し、教育研究における安全の確保及び災害等発生時の措置等について教育を行う。

(委任)

第14条 この規程を施行するについて必要な事項は、安全管理委員会の議を経て研究科長が定める。

- 2 この規程の改廃については、安全管理委員会の議を経て、研究科長が定めるものとする。

(事務)

第15条 この規程に関して必要な事務は、鶴見キャンパス担当において処理する。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
(鶴見キャンパス安全指針)
- 2 第10条で規定された鶴見キャンパス安全指針は、当面の間理学部・大学院総合理学研究科安全委員会が策定した安全マニュアルをもって代えるものとする。ただし、毒物・劇物等の取扱等については、「鶴見キャンパスにおける毒物・劇物等の保管・使用に関する要領」によることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 総合理学研究科生体超分子システム科学専攻及び国際総合科学研究科生体超分子科学専攻についても、本規程を準用する。
(鶴見キャンパス安全指針)
- 3 第10条で規定された鶴見キャンパス安全指針は、当該委員会が策定した安全マニュアルをもって代えるものとする。ただし、毒物・劇物等の取扱等については、「鶴見キャンパスにおける毒物・劇物等の保管・使用に関する要領」によることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。